



第89号 平成29年4月15日 発行 弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644(<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

—くらしに憲法を生かそう—

けやき雑感

三月五日、自民党は党大会を開催して、総裁任期を三期九年までとする党則改正を行った。併せて二〇一七年運動方針の一つとして「改憲に向けた道筋を国民に鮮明に示す」と訴え、「改憲原案の発議に向けて具体的な歩みを進める」ことを採択した。安倍首相とすれば、自らが長期政権に就いて、何が何でも改憲をやり遂げるといふ決意の表れなのかも知れない。

しかし、基本的人権の保障とこれを担保する立憲主義の理念を理解しない安倍首相に改憲を進めさせることは大きな禍根を残すことになる。すでに公表されている自民党の改憲草案は、一定の価値観を国民に押しつけ、国民にこれを守るよう求めていることからすると、安倍首相のもとでの改憲内容も推して知るべし。みなさんの力を結集してこの間の改憲の動きを学び、今後の改憲策動に反対するために様々なところから声を上げ続けよう。

弁護士 齊藤 正俊



吾妻山の雪うさぎ

吾妻山(吾妻小屋山)は、福島市内から見ると西部に位置します。早春、山の積雪も少しずつ解け始め、北方斜面に「雪うさぎ」「種まきうさぎ」と呼ばれる雪形が残るようになります。昔から地元の農民はこの「うさぎ」を見ることによって春の訪れを知り、田代に種まきを始めたとも言われていて、現在では福島地方の早春のシンボルとして一般に親しまれています。

撮影/けやき法律事務所

憲法施行七〇周年によせて

憲法施行 七〇周年に思う

大堀有介様 (元弁護士)



弁護士業を辞して五ヶ月になり、五月三日の憲法記念日を迎え、私が思うところを記したいと思ひます。とくに今年には憲法が施行されて七〇年の節目にあたるので、私が憲法と関わったことや記念日に行われた行事の思い出を記すことにします。憲法記念日は私にとって「憲法の集い」を抜きにしては考えられませんが、「憲法の集い」は私が弁護士登録をして郡山で業務を始めた一九七八年(昭和五三年)にはすでに憲法記念日の定番行事として毎年開催されていました。ゴールデンウィークの真つただ中、ときには連休初日の家族連れが街中にあふれている中でチ

ラシを配りながらマイクを持って憲法記念日に集会を開くことを訴えました。私は実行委員の一人として参加し、憲法をよく知ってほしい気持ちを訴えました。ところで「憲法の集い」でこんなエピソードがありました。丁度私が講演を担当したときのことです。定員二〇〇名くらいの会場がほぼ八割方埋まるくらいのことでした。当時全国で簡易裁判所等の統廃合が行われており、司法権が危機にあることを取り上げました。その会場にいわゆる戦闘服を身にまとった二〇代から三〇代と思われる男性四人が入ってきて会場後部の空席に座ったのです。講

演中の私は少しも騒がず、講演を続けました。もちろん何かあれば直ちに行動に出られるように係の実行委員が配置していました。私は抗議を受けるようなことは話していませんから落ち着いていました。そして一〇分くらい経過したところ、男性たちは静かに立ち上がり会場から出て行きました。「憲法の集い」でこのように緊張したのは後にも先にもこのときだけでしたが、もしこのとき男性等が「憲法の集い」を妨害しようとしたならば、議論を戦わせて腕力でなく平和的手段で論破するのも面白かったかもしれません。ところで福島県では東日本大震災とともにこれに伴う原発事故の問題があります。原発事故についてはまだ原因が解明されておらず、住民の生活基盤の見通しも立っていないのが現状です。その一方で全国の前線では再稼働が進められており、事故発生時による被害が心配さ



れています。他方で原発関連企業の赤字決算が発表されており、そこから透けて見えてくるものは国民の安全よりも企業の利益を優先する姿勢です。住民が犠牲になる社会を憲法は想定していません。個人が尊重され、住民の幸福追求権を将来にわたって保障するところでは原子力の後始末が未解決のまま将来に託すことは許されません。こんなことを考えながら過ごしています。

憲法のことを ”むずかしくなく” でも大事に考えたい

阿部 萌夏様 (介護職員)



皆さんこんにちは。郡山市で介護職員として働いている阿部萌夏と言います。「憲法」について、介護職員として働いて感じる憲法、福島に住んでいるから感じる憲法、またわたしは二十一歳なので、若者の感性で感じた憲法について書いてみようと思ひます。難しい話は書かないことにします。(笑)

私は生まれも育ちも福島県です。私が小さかった頃の福島と今の福島は大きく変わったと思います。そう感じるのは二〇二一年に起こった東日本大震災、そして福島第一原子力発電所の事故以降です。

あの事故から六年という月日が流れましたが、私は震災以降、何かが劇的に良くなった！と感じることがありません。六年経った今ですらまだ仮設住宅に人が住んでいます。避難を余儀なくされ、県外に避難されている方、自主避難を選んだ方、住みたい場所に住み、生活すること、それまで生きてきたコミュニティの中で生活すること。これらは私たちにとって当たり前のことのはずだし、憲法の二十二条でしっかりと保障されています。

私は去年の夏に、機会あって仮設住宅を訪問させていただきました。その時に出会った方たちは「前の家に戻りたいけど、現実的には難しい」「仮設には顔なじみがいなくて寂しくなる時がある。」「隣

の家のテレビの音、くしゃみまで聞こえてくる。お互いにすこく気を使うし、落ち着かない。」とお話しされていました。プライベートも守られず、コミュニティも奪われ、そもそも、好きな場所に住むというごく当たり前の権利すら保障されず、六年も同じ状態が続いているのはいまいちに変えていかなければならないはずなのに、実現していない。私は、今の福島はまだまだ「復興した」とは言える状況ではないと思ひています。

でも私は自然が豊かで人が温かい福島がとても好きです。今二十一歳なので将来、結婚をして子供を持つことに憧れもあります。同い年の友人ともふざけてそんな話をします。けれど正直不安になる時があります。子供ができたとして、ここで育てるのは大丈夫なのか？影響はないのか？子供は大丈夫でもその子供は？普段ずっとこんなことばかり考えているわけではないけど、不安になります。私のように、これから子育てをする世代、今育てている若い世代の中にも形は違ってもこのように考える人は少なからずいると思ひます。憲法の二十五条には「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とか書かれています。けれど、本当に今の福島で実現しているのだろうか？と私は疑問に感じています。

次に、介護職に携わっていて感じる憲法について書いてみようと思ひます。みなさんは「介護」と聞いてどんなイメージがありますか？「きつそう」「排泄の介助とかやるから綺麗ではない仕事」そんな風に思う人もいるかもしれません。実際に変則勤務なので体力的にきつと感じたことはありますが、それ以上にやりがいと喜び、そして学びのあるとても素敵な仕事だと思ひています。私が仕事を始めて一番嬉しかったのは「ありがとう」と利用者の方に言ってくれた時です。一瞬で疲れが吹き飛びます。けれど、「ありがとう」という言葉をかけていただくには利用者の方との信頼関係がなければ成り立ちません。毎日の食事や排泄や、入浴、極めてプライベートな事に関わらせて頂くからこそ、その方の個性、好み、それまで生活されてきたスタイル、考え、それら一つ一つを尊重しながら、安心して生活してただけよう、信頼関係の中で一人ひとりの人生に寄り添ったケアをさせていたただこうと毎日仕事に臨んでいます。それが憲法にも書かれている「個人の尊厳」を守る事になると思ひます。

では他方、私たち「職員」の尊厳は守られているのか？ということも考えます。介護の現場は今人手不足です。私の職場もそうです。少ない人数で多数の入居者様の介助にあたるため、常に分刻みで時間追われて介助に当たらざる、どうしてもお一人に関われる時間が限られ、ケアの質が落ちてしまいます。仕事量に人手が追いついていないし、賃金も安い、これは大きな悩みです。残業も増え、家に寝るだけという日もありました。勤務時間中の介助も体力勝負ですが、それに加えての残業で体を壊してしまい辞めていく人が増え、また人手不足という悪循環。利用者様の尊厳を守る、私たち介護職員の尊厳は十分に守られているとは言えない状態が今の介護の業界には多くあると思ひます。

ここまで二つのことを書いてみて、感じたことが二つあります。

憲法って長くて難しい文章の塊...というイメージでした(実際にそうだけども)が、じっくり読んでみると実は私たちの生活にありとあらゆる角度から密着して守ってくれているものだし、私たちに「今の憲法」ってかけがえのない存在だと感じたということがひとつ。

そしてもう一つ感じたのは、「こんなに素晴らしい憲法が活かされていない現実が、今の日本には多くある。」ということです。介護の世界もそうです。年金だけでは満足な介護を受けられず、高齢な子供が親を介護する老老介護の現実、誰にも看取られず一人で孤独死という形で亡くなつていく貧困者の方があります。

或いはまた、様々な労働の現場でひどい働かされ方をしている労働者も、また就職できない若い人も、お金のことを考えると子供を産めないためらう人も数多くいます。

今わたしが職場でお話をさせてもらっているような人生の大先輩たちが戦後の日本を作りそれとにも守ってきた憲法を簡単に変えることなく大切に守っていくのが私たちが若い世代一人ひとりの役割だと思ひます。

私自身も憲法を守る力になりたいし、みんなで力を合わせて守っていけたら、と願っています。



現在の日本国憲法は、本年(二〇一七年)、施行から七〇年を迎えます。そのような中で、今の憲法では対応できないような事態が生じているのではないのでしょうか？

必ずしもそのようには言えません。例えば、イギリスにおいては、数百年も前の文書であるマグナカルタ(大憲章)や権利の章典の掲げた理想や原則が、現代においても十分に通用するものとして、今でも憲法の一部として扱われています。憲法を変えなければならぬのは、国のあり方そのものを変える必要があるときや、憲法を変えなければ重大な人権侵害に対応できないというようなときですが、現在、そのような必要があるのかは疑問

です。プライバシー権や環境権など、いわゆる「新しい人権」についても、新たな法律を作ったり憲法解釈を工夫することにより十分に対応できています。そもそも、現行憲法体制が七〇年も維持されているのは、戦後の日本社会が安定的に発展してきたことを示しているのではないのでしょうか。もちろん、現在、少子高齢化、国の財政悪化、周辺諸国との関係悪化など、日本がさまざまな課題を抱えていることは事実ですが、それらを解決するために憲法を変える必要があるかは次元の異なる問題です。

「現在の憲法はアメリカから押しつけられたものであり、日本人の手で自主憲法を制定すべきだ」と言われることがありますが、このようにいわれる「押しつけ憲法論」は正しいといえるのでしょうか？

現行憲法は、日本がアメリカ(連合国総司令部・GHQ)に占領されていた時代に制定されたもので、アメリカが制定に関与したこと自体は間違いがありません。問題は、アメリカが「一方的に押しつけた」ものかどうかです。日本は、軍閥の解体と武装の解除、そして政治や社会の民主化を掲げたポツダム宣言を、国家の意思として受諾したのですから、現行憲法の根本である国民主権や平和主義などを憲法制定前から受

け入れていたと言えます。また、憲法制定にあたっては、国民も大いに議論に参加し、特に憲法学者の鈴木安蔵らが作成した「憲法研究会私案」は、GHQが草案作成にあたって多くの規定を取り入れたとされていいます。このような経緯から見て、現行憲法がアメリカから一方的に押しつけられたというのは、形式的な一面的な見方であり、日本の大多数の国民は、当時から現行憲法を歓迎して、その後も一貫して現行憲法は概ね支持されてきたと言えます。

基本的な人権、法の支配や立憲主義といった憲法の基本原理は、今では世界のほとんどの国で取り入れられています。それを「押しつけ」という人はいないでしょう。「押しつけ」と言う前に、国民が憲法を自発的に受け入れたかどうか、そして受け入れたものが正しかったのか間違っていたのかを検証すべきです。

安倍首相は、国家緊急権(緊急事態条項)などを足がかりに「お試し改憲を狙っている」と言われますが、これにはどのような意図があるのでしょうか？

逆に義務を負わせる性格が非常に色濃く、政権与党内でさえも、この草案をそのまま憲法改正案とすることはできないという声が上がっています。そこで、安倍首相は、初めから憲法全体を改正するのではなく、改正する内容を絞って憲法改正の発議をしようとしています。その改正内容の候補として、国家緊急権が挙げられています。しかし、この国家緊急権は、災害対策としての効果は極めて疑わしく、政府に対して、国民の人権を制限するフリーハンドを与えかねない危険なもので、「お試し」という生易しいものではありません。(国家緊急権については、当事務所の事務所ニュース八五号(二〇一五年六月)で特集しています。)



安倍首相は憲法九条の改正に意欲を見せていますが、九条をどのように変えようとしているのでしょうか？また、九条の改正により、周辺諸国やアメリカとの関係に変化は生じるのでしょうか？

これまで、憲法九条の関係では、集団的自衛権の行使の是非が問題となっていました。しかし、安倍政権の下、二〇一四年の憲法解釈変更の閣議決定、それに続く翌二〇一五年の「平和安全法制(戦争法制)」の成立により、集団的自衛権を行使できる法制度が準備されました。そのため、九条改正の理由として残るのは、自衛隊を名実ともに軍隊(日本軍)として承認することくらいです。周辺諸国からすれば、自衛隊を軍隊として承認し、集団的自衛権行使も辞さないと表明することは、日本がこれまで一貫して掲げてきた「専守防衛」をかなぐり捨てて、先制攻撃すら辞さないという姿勢を示すことになり、平和外交を進めていく障害になりかねません。また、アメリカ新大統領のトランプ氏は、アメリカ第一主義を掲げ、日本に対して駐留経費だけでなく軍事的な負担増をも求める姿勢を鮮明にしています。自衛隊が軍隊であるということになれば、日本に対して、駐留米軍の引き揚げをちらつかせて駐留経費負担増を迫る口実を与えることになるでしょう。

九条の改正が国民のいのちと暮らしを守るために役立つかは、慎重に見きわめる必要があるのではないのでしょうか？

「国家緊急権や、憲法九条」と言っても、自分たちの生活からはほど遠いような気がして現実感が持てない。と言つた人は多いのではないのでしょうか。これらの問題は、私たちの生活にはどのように関係するのでしょうか？

もともと、憲法は、権力者がその力をほしいままに行使して国民の人権を侵害することを防止するために、権力者の手を縛るためのものです。しかし、憲法を変えようと主張する自民党などの発想は、自民党憲法改正草案などを見れば明らかのように、国民の人権を制限し、国民に義務を負わせようというものであり、憲法を、権力者の手ではなく国民の自由を縛るものにしてしまうという姿勢を有しています。例えば、国家緊急権については、「災害時に国民の命を守るため」と言いますが、東日本大震災や原発事故で多くの人が犠牲になったのは、国が大規模災害や原発事故を想定して十分に備えておらず、整備されている法制度が有効に機能しなかったためであり、そのことを反省するどころか逆手にとって、政府への権限集中と国民の人権制限を可能にしよう

自衛隊を名実ともに軍隊としようという九条改正についても、自民党憲法改正草案の「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」という、国民に国防義務を負わせるかのような文言とあわせて見れば、あわよくば徴兵制を実現しようという目論見があるのではないかと危惧されます。

夫」と思っているうちに、どんどん事が進み、自分たちの暮らしに影響が出るのが分かったときには、「もう止められなかった…」というように、学び、考え、声をあげませんか？

弁護士 渡邊 純
弁護士 武村 陽
弁護士 長谷川 啓



「憲法カフェ」のスヌメ
弁護士 西沢 桂子
憲法改正、立憲主義、民主主義、憲法尊重擁護義務、集団的自衛権、緊急事態条項、共謀罪、テロ等準備罪、秘密保護法…
みなさん、この単語、見ているだけでも頭が痛くなりませんか？
最近、新聞やニュースで見ない日はない、憲法にまつわる社会情勢。でも、「憲法なんて自分の生活には関係ないし、正直、難しい話ばかりで良く分からない。」「自分で勉強をしたり、憲法の集会に行くのはハードルが高いな。」なんて思っている方も大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。
そこで、「憲法カフェ」の出番です。
「憲法カフェ」とは、少人数が集まって、お茶でも飲みながら憲法や憲法にまつわる政治情勢についてみんなで話し合ってみましょうよ、という「考えるきっかけづくりの場」です。関東や関西などでは、「明日の自由を守る若手弁護士の会(通称「あすわか」)」という若手弁護士の有志が講師役になって、カフェや居酒屋などで「憲法ってなに？」から始まり、私たちの生活に憲法がどうかかわっているのか、今の社会情勢はどうなっているのか、何か問題点はないのか、私たちにできることは何なのか…などについて、勉強をしています。
勉強といっても難しいものではなく、参加者みんなで自由に意見や考えを出し合ったりして、和気あいあいとやっています。この「憲法カフェ」、少人数でできて、憲法集会に行くよりは気軽に集まりやすいということで、とても好評のようです。当事務所でも、講師派遣の依頼には喜んでお応えします。「憲法カフェ」にご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お気軽に当事務所までお声掛けください。

第38回「憲法を考える郡山市民のつどい」 におこしください！



今年5月3日(水、憲法記念日)、「憲法を考える郡山市民のつどい」を開催します。この「つどい」は、当事務所と市内の諸団体・個人で構成している実行委員会が主催し、ほぼ毎年開催しているもので、今年で38回目を迎えます。

今年の憲法記念日は、現行憲法(日本国憲法)が施行された1947(昭和22)年5月3日から、満70周年を迎える記念日となります。現行憲法が制定されてすぐの時代から、自民党などは「押しつけ憲法」として憲法改正を唱えており、近年では、安倍首相をはじめ、改憲をめざそうという動きがいつそう強まっていますが、そのような中で、基本的人権尊重・国民主権・権力分立・平和主義を掲げる憲法が、70年にもわたり「国の最高法規」であり続けてきたことが、日本が敗戦後、戦争に手を染めてこなかったことの一つの原動力ではないでしょうか。

今年の「つどい」は、憲法施行70周年の記念日にふさわしく、「憲法施行70周年、今あらためて考える一憲

法と私たちの暮らし」と題して、小澤隆一慈恵医科大学教授に講演をいただきます。小澤隆一先生は、国会の憲法審査会において、「平和安全法制(戦争法制)」について意見陳述されるなど、各方面でご活躍中の憲法学者です。現在の改憲をめざす動きを踏まえつつ、憲法と私たちの暮らしの関わり、そして、憲法を私たちの暮らしに活かすためにどうすればよいか、分かりやすくお話いただきます。

また、講演だけでなく、県内の合唱団のみなさんによる合唱構成「ふくしまに生きる」の上演などの文化企画も準備しています。

憲法というと、自分たちの暮らしには関係ないものと思われがちですが、国のあり方を根本から定めたものであり、憲法が変われば、国のあり方やその中で個人の暮らしも変わっていくことになります。ご一緒に、学び考えてみませんか。

参加は無料です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

日時 **2017(平成29)年5月3日(水)**
13:30~15:30 (開場 13:00)

場所 郡山市労働福祉会館 3階大ホール

内容 ■ 講演

**「憲法施行70周年、今あらためて考える
一憲法と私たちの暮らし」**

慈恵医科大学教授(憲法学) 小澤隆一さん

■ 合唱団によるうたごえ など

参加費 無料

主催 憲法を考える郡山市民のつどい実行委員会
(問い合わせ先: 弁護士法人けやき法律事務所)

参加
無料



慈恵医科大学教授(憲法学) 小澤隆一さん



お問い合わせは、下記の
「けやき法律事務所」
までお気軽にご連絡を。



弁護士法人 けやき法律事務所

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊
弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子 弁護士 長谷川 啓

TEL.024-933-0823(代表)

■ 事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所 検索

ホームページから
相談予約の
申込みができます！

24時間受け付けておりますので、
詳しくはホームページをご覧ください。



お車での
お越しは

国道4号線から文化通りに入って、3つ目の
信号(文化センター西側)を右折



携帯サイトはこちらからどうぞ

※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。